

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 26 年 4 月 30 日（水）午前 10 時～午前 10 時 24 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、生活環境部廃棄物・下水道担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 26 年第 2 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 2 回市議会定例会の招集期日は、6 月 10 日（火）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題 1 平成 26 年第 2 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 概要については、地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、住宅以外の一定の既存建築物の耐震改修を行った場合に、固定資産税の税額の減額措置が講じられたことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和 26 年村山村条例第 10 号）の一部を改正するものである。 施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 なお、専決処分日は、平成 26 年 3 月 31 日である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

概要については、地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、固定資産税等の課税標準の特例に関する規定に、削除等の改正があったことにより、地方税法附則に項ずれが生じたため、武蔵村山市都市計画税条例（昭和 39 年村山町条例第 32 号）の一部を改正するものである。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、専決処分日は平成 26 年 3 月 31 日である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

（市民部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

概要については、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 132 号）が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴い、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和 34 年村山町条例第 20 号）の一部を改正するものである。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、専決処分日は平成 26 年 3 月 31 日である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

（市民部長説明）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）の施行に伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

市民税については、地方法人税の創設に伴い、法人税割の税率引き下げる。

固定資産税については、ノンフロン製品及び水質、大気、土壌に対する公害防止施設又は設備に係る課税標準の特例措置に地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を導入する。

軽自動車税については、原動機付自転車、軽自動車、2 輪の小型自動車等の税率を引き上げ、3 輪以上の軽自動車に対し、重課課税を導入する。

また、その他所要の規定整備を行うこととする。

施行期日については、公布の日から施行する。ただし、市民税の改正規定は平成 26 年 10 月 1 日から、原動機付自転車、軽自動車、2 輪の小型自動車等の税率を引き上げの改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から、3 輪以上の軽自動車に対し重課課税を導入する改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

武蔵村山市敬老金支給に関する条例の支給額を改正する必要があるため、本案を提出する。

概要については、行政評価委員会からの意見等を踏まえ、次のとおり改正する。

①70 歳を支給対象から除外する。

②77 歳に支給する敬老金（現行 5,000 円）は据え置きとする。

③88 歳に支給する敬老金（現行 7,000 円）を 5,000 円に減額する。

④99 歳に支給する敬老金（現行 10,000 円）を 7,000 円に減額する。

施行期日については、公布の日から施行するとし、平成 26 年度分の支給から改正を行うものである。

(質 疑)

○ 予算はどのくらい減額になるのか。

● 平成 26 年度においては、366 万円の減額を見込んでいる。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

第三者行為に係る医療費助成の求償に関わる規定の整備を行う必要があるため、本案を提出する。

第三者行為（交通事故等）に係る医療費助成の求償については、現在、民法第 422 条（損害賠償による代位）を類推適用して行っている。

平成 25 年 12 月 10 日付で東京都から通知があり、医療費助成は、福祉の増進等を目的とする福祉的給付であることから、損害の補填を目的とする給付に対して適用される民法第 422 条の規定を類推適用することは困難であるとの見解が示された。

このため、第三者行為に係る求償の規定を整備し、法的根拠を明確にするものである。

施行期日については、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

(質 疑)

- 施行期日を平成 26 年 7 月 1 日とする特別な理由はあるのか。
- 理由は特になく、明確な根拠もない。
- 公布日からという議論はしなかったのか。また、施行日を明確にしたほうが、事務手続がスムーズなのか。
- 特にしていない。月単位で医療費助成の精算をしているので、1 日から施行することで、後々の事務手続がスムーズになる。
- 自治体が一斉に改正するのか。
- 東京都から全区市町村に通知がされており、条例改正を提案する時期については、多数の区市町村が平成 26 年 6 月を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

第三者行為に係る医療費助成の求償に関わる規定の整備を行う必要があるので、本案を提出する。

第三者行為（交通事故等）に係る医療費助成の求償については、現在、民法第 422 条（損害賠償による代位）を類推適用して行っている。

平成 25 年 12 月 10 日付で東京都から通知があり、医療費助成は、福祉の増進等を目的とする福祉的給付であることから、損害の補填を目的とする給付に対して適用される民法第 422 条の規定を類推適用することは困難であるとの見解が示された。

このため、第三者行為に係る求償の規定を整備し、法的根拠を明確にするものである。

施行期日については、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 平成 26 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 2 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に

より、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(質 疑)

○ 第 2 号補正予算の内容は何か。

● マイナンバー、農業経営者の降雪被害、本町市営住宅の撤去費等である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 平成 26 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

補足として、地権者の移転承諾が得られ、宅地及びそれに接続する道路整備に支障となるガスの移設費用を補正計上するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 福社会館改修工事の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年村山町条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概要額は、173,349 千円で、工事概要については、福社会館全面改修工事で、外装改修・内装改修・設備改修（照明、給水、給湯、衛生、空調設備）・太陽光発電設備新設である。

工期限は平成 27 年 2 月 27 日である。

なお、本議案において、防衛補助の関係で、交付決定の日と関連することから、追加予定とさせていただきます。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市副市長の選任について

(企画財務部長説明)

副市長の任期が平成 26 年 7 月 11 日をもって満了となるため、地方自治法第 162 条の規定により、後任の副市長を選任する必要

があるので、本案を提出する。

なお、本議案については、追加予定とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 継続費繰越計算書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、報告する。

概要については、平成 25 年度から平成 26 年度に繰り越した継続費について、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 繰越明許費繰越計算書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告する。

概要については、平成 25 年度から平成 26 年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

(結 論)

報告事項として決定する。

【提出事項】

(1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、提出する。

提出書類については、平成 25 事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書及び平成 26 事業年度武蔵村山市土地開発公社予算書である。

(結 論)

提出事項として決定する。

【諮問事項】

(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

	<p>(企画財務部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。</p> <p>概要については、人権擁護委員の加園 多大氏が平成 26 年 12 月 31 日で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。後任の人権擁護委員の任期は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までである。</p> <p>なお、本案件については、追加予定であり、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>(2) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>(企画財務部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。</p> <p>概要については、人権擁護委員の細谷 和子氏が平成 26 年 12 月 31 日で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。後任の人権擁護委員の任期は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までである。</p> <p>なお、本案件については、追加予定であり、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 2 回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第 2 回市議会定例会の招集期日は 6 月 10 日（火）である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)